

令和5年

# 建設委員会会議録

とき 令和5年11月28日

品川区議会

令和5年 品川区議会建設委員会

日 時 令和5年11月28日（火） 午前10時08分～午後0時08分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さえ子 君 副委員長 まつざわ 和昌 君  
委員 渡辺 ゆういち 君 委員 若林 ひろき 君  
委員 木村 健悟 君 委員 のだて 稔史 君  
委員 西本 たか子 君 委員 田中 たけし 君

出席説明員 中村都市環境部長 有江都市整備推進担当部長  
鈴木 参事 竹田住宅課長  
（都市計画課長事務取扱）  
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長  
大石まちづくり立体化担当課長 長尾建築課長  
河内環境課長 品川品川区清掃事務所長  
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長  
（危機管理担当部長兼務）  
櫻木土木管理課長 工藤交通安全担当課長  
森道路課長 高梨公園課長  
（用地担当課長兼務）  
北原河川下水道課長 平原防災課長  
羽鳥防災体制整備担当課長 伊藤災害対策担当課長

○午前10時08分開会

**○新妻委員長**

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査およびその他を進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

**1 報告事項**

(1) 令和6年1月区営住宅入居者募集について

**○新妻委員長**

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和6年1月区営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○竹田住宅課長**

それでは私から、令和6年1月区営住宅入居者募集についてご説明いたします。資料をご覧ください。

申込用紙の配布期間ですが、令和6年1月15日から1月22日です。

配布場所ですが、記載のとおりでございます。

申込書の受付は、郵送で1月29日までに届いたものとし、抽選番号は2月5日頃までに申込者宛てに発送いたします。

募集戸数は9戸ございまして、1人から2人の世帯向け住宅が1戸、2人から3人の世帯向けの住宅が1戸、2人から4人の世帯向けの住宅が7戸でございます。

抽選日は令和6年2月13日、抽選結果の通知は令和6年2月20日頃までに発送いたします。

広報は、広報しながら令和6年1月11日号および品川区ホームページに掲載予定です。

休日の配布窓口は記載のとおりです。

**○新妻委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

**○のだて委員**

最近の応募状況を伺いたいのと、いつも配布期間と申込み期間がずれているのですけれども、その理由を伺いたいと思います。

それで、区営住宅の中で結構空き室があるという話も伺うのですが、今、空き室が何戸あるのか伺います。

**○竹田住宅課長**

まず、最近の倍率でございます。令和5年7月に実施しました募集では、全体で50.7倍、令和5年1月実施が42.2倍、令和4年7月が47.0倍となっております。

それから、配布期間とのずれでございますが、ぎりぎりまで配布すると、郵送が遅れて到着するという事も考えられますので、ある程度余裕を持つての配布期間としているところでございます。

それから、空き室数でございますが、申し訳ございません、今、手元にないのですが、募集が年に2

回ということで、一定数の空き室はあるところがございます。

#### ○のだて委員

応募倍率が直近で言うと50倍になっていると。区営住宅のニーズが高いなと感じるところですけども、そうすると、空き室のところは半年間ずつ、空いたところは全て募集をかけているという捉えでよろしいのでしょうか。

#### ○竹田住宅課長

空いたところは全部募集をかけているかということなのですが、例えば、居住者の方がお亡くなりになって、残置物があった場合、相続人の方にお引取りをお願いするのですけれども、それをなかなかしていただけない等々の理由がございまして、必ずしも空いたものが次回の募集にはかけられていないという現状もございます。

#### ○のだて委員

そうした残置物の問題があるということで、ほかにもあるかもしれませんけれども、空いたところはできるだけ速やかに募集をかけていただいて、倍率が高い状況ですので、早く入れるようにしていただきたいと思ひますし、この倍率を見れば、区営住宅の増設こそ進めていくべきだと思ひます。

期間についても、郵送の遅れる場合があるということですが、受付期間が今回1月29日ということで、そうすると、応募する方も、そこまで受け取れるのかなと思ってしまう方もいると思ひますので、そこはしっかり説明していただくのと、できれば受付期間まで配布をしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

#### ○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

#### ○西本委員

今の質疑の中で、空き室は分からないという話だったと思うのですけれども、なぜ分からないのだろうかというのが不思議なのです。残物があってというのは分からないではないのですが、そういうものはそういうものでくれるだろうし、いずれはそれはなくなるわけです。そこは空き室になるわけではないですか。

それと、募集住宅の9戸なのですからけれども、これと空き室との関係がよく分かりません。要は、空いたから募集という話ではないのですか。だから、9戸というのは完全に空いているということなのか、ということは、9戸というのが空き室と理解していいのか、はっきり空き室のことをおっしゃらなかったで、何かその理由があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○竹田住宅課長

空き室数が分からないと申し上げたのは、すみません、担当者等に私が今日、確認してこなかったで、正確な数字を今現在は把握していないということで、申し訳ございません。

それから、今日現在空いているのが9戸なのかというご質問ですが、お部屋を募集にかけられるのは、退去されて、原状回復まで全て終わったものを募集にかけております。ですから、近々に退去されたものというのは、原状回復が終わっていませんので、1月に入居されるまでに原状回復が終わらない可能性もありますので、そういったものは今回の募集にはかけないで、次回送りにしているところがございます。

#### ○西本委員

分かりました。そうすると、申込みの抽選までに空き室が、この募集住宅数には入っていないけれ

ども、入れそうだという場合には、それも加えた形の募集住宅という意味合いでよろしいのでしょうか。

#### ○竹田住宅課長

お部屋は退去されても、なかなかすぐに原状回復工事がかけられない場合もございます。先ほど申し上げたとおり、残置物の問題とか、業者に原状回復費の見積りを取ったところ、こういう金額です、そのうち自己負担は幾らです、区の負担は幾らですということでご案内差し上げるのですが、そちらの金額にご納得いただけないケースとか、様々ありますので、実際の空いている部屋数というのは、今回の9戸よりももっと多い数が空いているのですけれども、先ほど申し上げたとおり、なかなか今回の募集にはご用意できなかった空き室もあるというのが現状でございます。

#### ○西本委員

先ほどの答弁の中で、現状はよく分かっているのです。お聞きしたかったのは、残物とかいろいろあって、手続があってと言ったけれども、この申込みにもし間に合えば、その戸数も、例えば1戸でも2戸でも可能だったら、それに加えられるわけではないですか。そういう意味合いでいいのですか。それとも、この段階で9戸しか駄目ということなのか、問題解決できたら、ここに加えることができるのかというところを知りたかったのです。

#### ○竹田住宅課長

今回の募集につきましては、9戸でやらせていただきたいと考えております。追加は考えておりません。

退去されたお部屋なのですけれども、放置されているお部屋も多いという状況で、例えば今年あった事例ですと、入居者がお亡くなりになっているのですけれども、相続人の方が、私が物置として使っているとご主張されて、そういう趣旨のお部屋ではないですから、そういうことはできませんとか、様々なご主張をされる方がいらっしゃいますので、解決して、原状回復ができてお部屋ができるものについては、募集にかけていきたいと考えております。

#### ○西本委員

質問が悪かったのかもしれませんが、申し訳ありません。要は、もう人がいらっしゃらないけれども、いろいろな後処理があって、例えば本当は30戸ぐらい空いているところはあるのだけれども、いろいろ後始末をするのに時間がかかります。だけれども、今の段階で、きれいになって新しい方が入られるように準備できているのが9戸です。だから、21戸についてはまだ時間がかかって、ここには恐らく間に合わないだろうと。だから、これでやらせてください。だけれども、間に合えば数に入れておきますという理解ですよねと私は聞いているのです。

そうすると、1戸とか2戸増えれば、競争率が下がるではないですか。1人でも多くの方に入ってほしいから、そういう準備ができた段階で、決まるのが2月ですよね。その間に1戸でも2戸でも入れる可能性があるのだったら、それも加えていきますということでの理解でよろしいですか。

#### ○中村都市環境部長

委員がおっしゃる趣旨はよく分かります。入居できる場所は、可能な限り入居していただきたいというところですが、今回の9戸が10戸に、1戸2戸増えるかどうかというのは分かりませんが、もし可能であればというところですが、考え方としましては、入居できるのに、ただ単に放置しているといったところはなく、可能な限り入っていただくといった考えで運営しております。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) しながわ水族館リニューアル整備運営準備事業事業者の選定結果について

#### ○新妻委員長

次に、(2)しながわ水族館リニューアル整備運営準備事業事業者の選定結果についてを議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○高梨公園課長

私からは、しながわ水族館リニューアル整備運営準備事業事業者の選定結果について報告をさせていただきます。資料はA4判両面の資料をご覧くださいと思います。

しながわ水族館リニューアルに係る運営準備事業につきましては、この間、事業者を選定するべく、公募型の簡易型プロポーザルを実施してまいりました。今回の公募に当たりましては、運営準備の検討内容を効率的に設計に反映させるため、運営準備事業者が設計事業者を選定し、設計事業者の提案内容を取りまとめて提出するよう求める形で実施いたしました。

公募を行った結果、応募された事業者は1者でございました。この後説明する内容にて厳正な審査を行った結果、事業者の選定に至ったものでございます。

資料1番、選定された事業者でございますが、運営準備事業者につきましては、株式会社サンシャインシティ、代表取締役社長、合場直人で、所在地は記載のとおりでございます。運営準備事業者が選定し、共に提案を行った設計事業者については、株式会社三菱地所設計、代表取締役、国府田道夫で、所在地については記載のとおりでございます。

2、選定方法につきましては、(1)、事業者から提案内容の説明を受けた後に、事業者に対してヒアリングを実施いたしました。その後、(2)、審査会を実施いたしまして、記載のメンバーで、後ほどご説明する審査基準に基づき、審査を実施したところでございます。(3)、選定会議におきましては、審査会での結果を踏まえ、事業者の特定を記載のメンバーにより行ったところです。

3、外部有識者による意見聴取についてです。評価の公平性や透明性を確保することに加え、専門的知見からの意見をいただくことを目的といたしまして、提案説明・ヒアリングのときに外部有識者に同席をしていただき、後日、意見書を提出していただいたものでございます。外部有識者の意見につきましては、審査会や選定会議における資料といたしまして、参考としました。招聘いたしました外部有識者は、記載の3名でございます。

資料は、恐れ入ります、裏面に参りまして、4、選定の経過でございます。本年7月の公募開始から、提案説明・ヒアリング、審査会と選定会議を記載の日程で実施いたしまして、10月30日に事業者を決定いたしました。

5、審査結果についてでございますが、これは、審査会において審査した8名の委員による採点の平均点を記載してございます。審査項目は、業務執行能力と、開発・展示の理念などの区の方向性に対する理解度や実現性、施設計画、運営収支、取組の意欲などの企画提案に関わるものに、経費の項目を加えた全10項目で審査を実施いたしました。結果といたしましては、合計配点800点満点中534点、得点率では67%という結果となりました。

6、選定理由でございますが、審査結果や、審査会委員からのコメント、外部有識者からの意見等により、選定会議を実施した結果、区が求める提案条件に合致した提案内容となっていること、公園内の水族館として、自然環境等との調和を意識した施設計画や、品川の歴史・文化を活かした独自性のある

展示計画等の工夫が見受けられる、経営分析による財政評価もよいといった評価を受けました。設計費用等経費の妥当性や、景観配慮の施設計画につきましては、引き続き、区と協議・検討していくことが望まれることから、この部分に関しましては附帯意見を付した上で、今回応募のあった事業者を、選定事業者として特定するとの結論に至ったものでございます。

7、公表につきましては、ご説明いたしましたプロポーザルの経過および結果につきましては、この後、区ホームページにて公表していく予定でございます。

8、今後の予定といたしましては、今年度よりリニューアルに係る運営準備を実施いたします。また、並行して基本設計にも着手いたしまして、その後、実施設計と進む予定となっております。令和7年度からは工事着手を予定しておりまして、令和9年度に工事竣工、開館準備を経て、リニューアルオープンとする計画でございます。

#### ○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いいたします。

#### ○のだて委員

まず初めに、外部有識者の方の意見書が出されたということで、ぜひこれは資料として出していただきかったということで、今後は出していただきたいということで要望しておきたいと思います。

それで、今回3名、人選をされているということで、この3名を人選された理由を伺いたいと思います。

それと、すみません、そもそもになってしまうのですが、運営準備事業者というのがどういうものなのか、実際の事業者とは違うのか、この資料を見ると、今後、本委託の受託者として適しているということで書いてあるので、運営事業者となるのか、そこのところを伺いたいと思います。

今回、公募して1者しか来なかったということで、区としてはこのことをどのように捉えているのか、伺います。

#### ○高梨公園課長

最初に、3名の外部有識者の選定の理由についてでございますけれども、まず上から、公認会計士の有我先生でございますが、こちらにつきましては、リニューアル後の水族館の経営および運営について、会計の視点からご意見をいただきたくお願いをしたところでございます。

次に、東海先生につきましては、東京海洋大学の教授でいらっしゃいまして、専門は海洋生物資源学でございます。生物展示は学術連携の視点でご意見をいただきたいということで、お願いをしたところでございます。なお、東海先生につきましては、令和2年度に実施したしながわ水族館顧客満足度満点プロジェクトということで、しながわ水族館のこれからの在り方についての検討等でもご尽力をいただいている先生でございます。過去のリニューアルに係る経緯もよくご存じというところをお願いしたところでございます。

次に、立教大学の安島先生におきましては、観光学、都内観光施策といったところを専門とされている先生でございます。水辺の文化観光施設の視点といったところで、しながわ水族館の理念に関してご意見をいただきたいというところをお願いしました。安島先生につきましても東海先生と同様に、過去の検討の段階からご尽力いただいている先生といったところをお願いをしたところでございます。

続きまして、運営準備事業者でございますけれども、将来的な運営事業者は、この後、指定管理で行うということで、先般、建設委員会でもご報告をさせていただいたところなのですが、将来的な

運営事業者は、指定管理者の選定のほうで、また議会の承認等をいただきながら選定をしていく予定でございますが、今回設計を進める上で、水族館の運営の経験がある事業者の専門的な意見をしっかりと設計に反映する、また、区が進めたい方向性であったり、そういったところをしっかりと設計に反映するために、設計・工事を行う間、リニューアルオープンの際に、運営の実績のある事業者として助言・準備を行っていただく事業者として、今回選定をさせていただいたところでございます。実際の事業者は、先ほど申しましたとおり、指定管理者として後ほど選定を予定してございます。

今回、1者の応募といったところでございますけれども、区の受け止めといたしましては、できれば複数の事業者にご応募いただいて、いろいろと比較した中で選定ができればと思ったところでございますが、今回、新しく水族館をつくるという事業ではなくて、もともとこの間、30年以上の運営をしてきたしながわ水族館を改めてリニューアルするといったところで、新しい事業者がなかなか手を挙げにくい、一定の提案の準備であるとか、計画等、労力が必要になるプロポーザルでございますので、そういったところで敬遠されてしまったのかなといったところは、所管としては感想として持っているところでございます。

### ○のだて委員

1者のみだったというところは、実際公募するということだと、複数者があって競争して、よりよいものができていくと思いますので、その努力は今後もしていただきたいとお願いいたします。

運営準備事業者は、今回、助言・準備をする事業者ということですが、選定理由のところに、本委託の受託者として適していると書いてあるのは、そうするとどうということなのか、伺いたいと思います。

それで、今回審査をしたところで、得点率が全体で、平均点で534点ということで、67%という点数だったわけですが、これを見て、少し低いのではないかと思ったのですが、これに対する区の評価を伺いたいと思います。

選定理由の中にも、今回の提案が、経費の妥当性ですとか、環境に配慮した施設計画については、引き続き検討していく必要があるということで、もう少し詳しく説明できたら、していただきたいと思います。今回、それも含めて附帯意見をつけたということで、その附帯意見は、検討していく分についてのことなのかどうか併せて伺います。

### ○高梨公園課長

最初に、選定理由のところに記載をされております「本委託の受託者として」というところでございますが、こちらの本委託の「本」の指すところは、今回、運営準備委託を委託で出していくのですけれども、その委託に適しているというところで記載をさせていただいたところでございます。

次に、得点率67%の評価といったところでございますが、一定、比較対象がない中での採点といったところで、難しい部分が審査会の各委員の中でもあったのかなとは感じているところでございますけれども、それぞれ委員から、しっかりと区が示しているリニューアルの方向性についての理念であったり、考え方に沿ったものであるといったところと、点数については、こういった形で平均にはなっておりますけれども、委員からは、しっかりと次世代のしながわ水族館を任せるに値する事業者ではないかといったコメントもいただいているところでございますので、合格ラインを明確に設定したわけではございませんけれども、そういったコメントの部分等を勘案して、区といたしましては、この事業者にはしっかりお任せができると評価、考えているところでございます。

附帯意見の考え方につきまして、その内容でございますけれども、経費につきましては、今回の運営



準備委託、それと基本設計のみならず、その先に続く実施設計等についても費用の提案をいただいているところでございます。こちらについては、先の将来の部分については、募集の要項で予算額等のお示し、当然、来年度以降の話になりますものですから、明確な数字等は示していなかった部分でございますけれども、その経費の妥当性は、当然、区との協議が必要になってくるといったところでございますので、将来に係る予算の部分についてはしっかりと協議をしていきたいと思いますということで、その部分について附帯意見をつけさせていただいたという内容でございます。

もう1点、環境配慮につきましても、今回、施設を建築していく上では、環境配慮の性能といたしましてはZEB Ready以上ということで条件をつけて、施設計画の提案を受けたところでございます。提案の中では、しっかりとZEB Ready以上の環境性能を持った建物として計画をしていくという内容が出たところでございますけれども、昨今、さらに進めたプラスアルファの環境性能の、過去、いろいろと技術も進んできているということもございますので、そういったところを現状の提案で満足するのではなくて、これから実際、設計を進めていく上では、さらに一步進めた環境配慮、区立水族館として建築していくわけですので、区内建築物の模範となるではないですけれども、環境配慮の部分でもしっかりとリーダーシップを取っていけるような施設となっていきたいということで、附帯意見をつけさせていただいたところでございます。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○西本委員

いよいよ、しながわ水族館リニューアルということで、準備が進められているところなのですが、幾つか確認をいたします。

1者というのは、該当するこういう事業を進めていける事業者自体が少なくなっているのかなと思うのです。水族館は全体的になくなっていきますよね。なので、それをやろうという意気込みのある事業者というのはかなり少ない中で、サンシャインにずっと頑張っていたというところもあって、引き続きということなのかもしれませんが、そういう実態があるのだらうなと思っております。その中で、よく手を挙げていただいたなど、感謝したいと思うのです。

そこで気になるのが、審査結果なのです。今も話がありましたけれども、確かに、他者がいないので比較検討ができないというところは、分かりづらい評価だったのだらうと思うのです。ただ、100に対しておおむね60%、70%。要求度は、こちら側はいろいろあると思うのです。こうしてほしい、ああしてほしいということがあるのですけれども、そのギャップというのをどう考えられているのか。それに対して、選定理由の中で、例えば1個目は、条件に合致した提案内容というのだけれども、この数字を見たら、そうですかと言いたくなるのです。本当は100%に近い状況が、合致しているというのではないですか。6割方で、まあいいですよという状況になってしまいやしないか、その妥協点というのを、どういう視点において妥協されているのかということ。

特に気になるのが、取組姿勢、意欲というところですね。計算すると、これが大体、割合で言うと70%ぐらいでしょうか。ここは100%、意欲を持ってやっていくという気持ちがあったとは思いますが、その辺の現状はどうなのでしょう。意欲が100%にならない理由は、いろいろあると思うのです。例えば、指定管理者制度にするにしても、ある程度予算が抑えられているとか、今後、指定管理者という形になると思うのですけれども、少し自由度がなくなる。本当はもっとやりたいのだけれども、枠があってできないという思いがあるのか、その辺の意欲というところを、ぜひお聞かせい

ただきたいと思っております。

それから、展示計画等の工夫は、ぜひやっていただきたいと思っはいるのですけれども、ここで確認したいのは、イルカがいなくなるのです。イルカはシンボルです。大森駅を降りるとイルカのポスターが貼ってあって、大井水神公園のモニュメントもイルカの顔みたいなものが出ていたりして、まさに今までも、品川生まれ、品川育ちのイルカは非常にシンボルだったと思うのですけれども、それに代わるものは何かご提案があったのか。

そして、無理なのですけれども、分かってはいるのですが、やはりもったいないという気持ちはあります。イルカのショーはいつまでやられるのかというのをもう一度確認したいし、代わりになる等のイメージアップをするために、何か提案があったのかというのをお聞きしたいと思います。

## ○高梨公園課長

冒頭、委員からお話がありました事業者の数につきましては、確かに、いろいろと全国の水族館からの情報、視察等も含めて見ていますけれども、どこも厳しいという話がございます、事業者については各所、苦勞して運営されているという実態は、肌感覚としては持っているところでございます。

その中、委員におっしゃっていただきましたけれども、1者ではございましたが、提案に応じていただいた事業者があったというところをチャンスと捉えて進めていきたいと、所管としては考えてございます。

ご質問の内容でございます。取組姿勢のところと、その他、配点とギャップについてということでございますが、冒頭ありましたとおり、1者といったところで、どの点をつけるのか、各委員非常に苦慮されたというところは、審査会の中のコメントでもいただいているところでございます。

その中でも、しっかりと踏まえているのですけれども、それを一歩進めた、さらに進めた部分で100点、しっかりと踏まえているので7割ぐらいで合格点といったところは、審査をする中では、感覚として持たれていたという印象でございます。

取組姿勢のところでございますが、主に当日、提案説明・ヒアリングでの事業者の受け答えの部分で、配点をしていただいたところ、採点をしていただいた部分であると考えてございます。

ヒアリングは1者だったところもあって、比較的長めに提案の時間を取ったところもございましたが、現状は一つの質問に対して、事業者から、見方によっては非常に熱量がある、非常に多くの回答をいただいた。ただ、審査委員によっては、なかなか回答が長過ぎて、回答がぼやけると。熱量は分かるのだけれども、どうだと捉えられた委員もいらっしゃったといったところで、平均を取ってございますけれども、委員の中で配点が割れたというところもございました。1者であるがゆえに、比較対象がないがゆえに、捉え方によって少し幅を持って採点されたといったところで、こういった配点になったのかなといったところでございます。

繰り返しになりますが、ただ、各委員からは、任せるに値する事業者だといったところで、最後にコメントをいただいておりますので、選定に至ったといったところでございます。

最後にイルカでございます。区にはこの間、イルカがいなくなると寂しいといった声も確かに届いているところでございますが、一方で、これからの水族館の在り方等を踏まえて、しながわ水族館としては、一歩進んだ判断をしてもらったといった意見もまたございます。

そういった中で、イルカの展示はもうやめるといった中で、今回の提案でございますけれども、何かキーとなる動物でお客様を集めるといった提案ではございませんでした。今の水族館、ほかのリニューアルする水族館の展示の中でのトレンドというか、主力となっている考え方でございますけれども

も、珍しいとか、何かの動物、魚類を見せるという売り方ではなくて、水槽そのものをどう見せるかといったところをいろいろと工夫されているというのが、今の水族館の見せ方のトレンドでございます。

今回、当然プロポーザルでございますので、提案いただいたものとおりにできるかどうかは、これから設計の中で協議して決めてまいりますので、そのとおりになるとは限りませんが、提案いただいた中では、東京湾に特化した、日の光を上部から取り入れた大水槽といったところの中で、東京湾に住む多様な魚類を、大きな水槽の中で、日の光が差し込むきらびやかな水槽で表現したいといったところ。それと、公園の中の水族館という売りを活かして、公園の緑を借景として、その中をアザラシが浮遊しているように泳ぐという水槽を、工夫して作るといった提案がございました。そういったもので、しっかりと集客につなげていきたいという提案をいただいたところでございます。

イルカのショーはいつまでかといったところでございますが、これは、この後の準備の工程を、これから事業者と契約して打合せを進めていく中で、決定をしていくことになろうかと思うのですが、一定、工事が始まるまでは、今の水族館をできるだけ長く運営ができればと思っておりますので、詳細なスケジュールは、まだ現段階では何年何月といったところは言えませんけれども、工事が始まるまでの間、皆さんに見ていただくような状況をできるだけ長くつくりたいと、今現在では考えているところでございます。

#### ○西本委員

イルカについては、別れというのもあるので、お嫁入り先も決めていくのだろうと思うのです。なので、イベント、お別れ会をきちんとやってください。それと、今までの功績というのはあると思うので、それを大々的に紹介するとか、1代2代にわたって、私も子どもたちを連れていったりして楽しみましたので、その思いを思い出させるような感謝デーのイベントができるようお願いしたい。準備をして、1日ではなくて、一定期間を使った何かしらをやっていただくとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

そして、取組姿勢については、多分に受け止める側の問題です。7割、もっとあるのだろうと思うのです。説明の仕方が少し悪いとか、聞きづらいとかになってしまうと、それが評価になってしまうというところがあるので、もう少し意欲を引き出して、それを具現化してもらおうという形は、区のほうで引き出していただきたいと思うのです。

これは意見なのですが、先ほどいろいろな、これからの新しい取組もご紹介いただきました。あとは、しながわ区民公園の中にあるということでは、自然の中ということもあって、ほかの自治体の水族館よりは、品川区がやっているというのは、そうそうほかのところになくなっていくし、ほぼ残っていかないだろうと思うのです。

その中で、品川区が取り組んでいるというのは大きなメリットだし、努力の成果だと私は思うので、財政面からすると、運営は厳しいと思いますが、それを起爆剤にして、観光であったりというように広げられるということがありますので、ここだけ考えるのではなくて、ほかの部とも、文化観光のほうとか、一緒に考えていただきたいと思っておりますので、いい水族館を継続していただくように強くお願いしたいという思いで、終わりたいと思っております。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○田中委員

私も同じような視点からなのですが、重複を避けながら伺いたいと思っておりますが、まず、公募結

果、1者しかなかったということで、本来であれば複数あって比較したかったけれどもというご答弁もありましたが、そもそもの公募要件とか公募条件がどうだったのかとか、あるいは公募の仕方が、ホームページか何かに掲載しただけで、それに対してを求めたのか、全国で水族館は、数もそうあるわけではないので、それぞれの水族館の運営事業者に対して直接公募内容をお伝えして、応じてくれないかという、そこまで対応した中での公募だったのか、まずはそこをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○高梨公園課長

公募に際しましては、ホームページの記載はもちろん行いまして、そのみであると、どうしても情報が漏れてしまう可能性もあるといったところで、プレス発表をさせていただきました。数社から取材等の申込みがあって、実際、報道もしていただいたといったところで、一定、業界の中では、今回、しながわ水族館がリニューアルのプロポーザルをやっているといった情報は、浸透していたのかなと考えているところでございます。

ご提案のありました、それぞれというか、水族館の事業者に個別に、区からこういったプロポーザルの実施について申し入れたといったことは、行ってございません。

#### ○田中委員

複数の方からの関心もあった上での、今回の結果ということでありましたので、そういう意味では、致し方なかったのかなと思います。

審査結果のことについてなのですが、67%というのは若干低いような印象を持ってしまうところがあるのですが、今回のご提案された内容はこういうことなのですが、例えば、区側から採点の低いものに対して改善を求めるようなことが、先方に伝えられ、受け止めてもらえるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

#### ○高梨公園課長

採点が比較的低かったものとしたしましては、先ほどもありましたけれども、既存施設の利活用に関する部分であると。これは6割ぐらいです。審査委員の平均を取ってございますので、幾つかばらつきがございました。その中で、懸念材料として挙がったのが、コスト面での提案での、これから将来かかってくる部分の提案については、提案のまま、区としては受け止めるというわけではございませんといったところで、しっかりと今後協議をしていきたいと思いますということで、実際、今回選定に当たって、附帯意見という形でつけさせていただいたところでございます。

また、同じく審査委員の中で、施設の関係を所管する委員からは、先ほども答弁しましたけれども、環境配慮について、さらなるということでご意見もいただきましたし、その部分の配点については比較的低いということもございましたので、環境配慮について、引き続き協議をしていくといったところで附帯意見をつけるという形で、事業者に対しては表現をさせていただいているところでございます。

現段階におきましては、事業者にそれを伝えてございまして、事業者もしっかりとそれを真摯に受け止めて、今後協議をしてつくり上げていきたいという回答を得ているところでございます。

#### ○田中委員

具体的な内容につきましては、今後いろいろな提案があるかと思いますが、またそこは、いいものはもちろん受け入れていただきながらも、地域性だとか、これまでの流れだとか、いろいろな視点からの、あるいは、特に区民からの要望だとか声といったものも、うまく反映できるような形で事業を進めていただけたらと思います。

審査結果のうち一番下の、提案額の妥当性が、ポイント的には低いと思えるのですけれども、この

評価というか、どのようなことなのかというのを確認したいのですが、要は、予算額に対してそれを超える、相当上回るような提案があったから、評価として低いのか、あるいは、予算に対してそこまで至らない、過小の提案だったために、こういう評価になってしまっているのか、そこはいかがなのでしょううか。

#### ○高梨公園課長

この部分につきましては、提案していただいた額の妥当性でございますので、募集の要項の中で、具体的に言いますと運営準備事業、それと、今回は運営準備事業に伴う基本設計に関わる予算額というものを提示してございました。その予算額に対して、どれだけ低減されたかといったところで評価をしてございます。

ここの部分につきましては、予算とほぼ同額といったところでございますので、中庸な評価という形で、こういった配点になっているところでございます。

#### ○田中委員

附帯事項の中で、設計費に関わる経費の妥当性云々とありますが、ここで経費をさらに抑える方向で働いてしまうと、逆にそれより上の提案の内容が、質的にか、量的に下がってしまう可能性も、仮に出てしまったとすると、この採点はもっと下がるようにも感じられてしまうのですが、要は、最小の費用で最大の成果を上げるという、最小の費用だけを求めるだけではなく、最大の効果を上げるようなという中での対応を、ぜひお願いしなくてはいけないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○高梨公園課長

少し分かりにくくて申し訳ございません。まず、上の審査結果のほうは、提案額の妥当性でございますので、今回提案を求めた基本設計と運営準備事業に係る提案額の妥当性ということで評価をいたしました。区が予算額を設定した中で、どれだけ提案してきたか。ほぼ同額でございましたので、先ほど申しましたとおり、中庸の評価といったところでございます。

附帯意見のほうの経費の妥当性は、同じ経費の妥当性で分かりにくいのですが、こちらにつきましては、区が予算額を示したのではなく、その先、将来にかかる実施設計や工事監理等々の費用については、まだ区が予算額を示していないので、その妥当性については、今後しっかり協議していきましようということで、意見を付かせていただいたというところでございます。

#### ○田中委員

分かりました。それで、少し観点が違うのですけれども、ぜひお願いしたいことは、いわゆるシティプロモーションのような視点なのですけれども、区長もこの間のテレビ番組の冒頭で、品川駅は実は品川区ではないのですよというところから、品川区の紹介が始まってというふうになったように、品川という地名を、私はもっと積極的に発信しないといけないと思っております、逆に発信していないから、多くの地域が誤解を招くようなことにつながっていると思っております、しながわ水族館という名前、しながわという名前を、ぜひこのまま残していただきたい。

提案の内容がどうなのかは分かりませんが、例えば私の思いとしては、大井競馬場もぜひ品川競馬場にしていただきたいし、これは都議会議員のときから言っていたのですけれども、ホッケー場も大井ホッケー競技場なのですが、つくる前から、あそこは大井ではなくて、住所は八潮ですし、それよりも何よりも、品川ホッケー競技場にしてくれと、ずっと言っていたのですが、結果的にそれはかなわなかったのですが、品川区こそ、品川という名前を各施設に、より積極的に、大井ももちろん大切な名前ですが、品川という名前を、この場合は残していただくような視点で、ぜひ取り組んでいただきたい

と思います。これは要望でお願いしたいと思います。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○西本委員

すみません、1点だけ確認させてください。今の質疑の中で、予算に対してというところがありました。事業者の方が、このような提案をしたいのだけれどもといったときに、「それは予算を超えるから難しいです」とはしてほしくないのです。自由度は高められるような予算取りというか、やみくもに予算を上げるべきとは思わないですけれども、いろいろ提案を事業者の方ができて、だけれども、それにはやはりお金が必要だ。それをきちんと精査して、将来にわたってこれはいいという判断があるならば、それは少し付加するという形で、自由度を持たせていただきたいと思いますが、予算のかけ方についてお考えを教えてください。

#### ○高梨公園課長

今回の予算は、区が想定する、今回は基本設計がメインでございますので、その設計作業の中での予算取りということで、今回の予算が実際、リニューアルのものをつくって運営するに当たって、大きく制約となるようなものではないと現段階では考えてございますが、ただ、これからいろいろとリニューアルの事業が進んでいく中で、今委員がおっしゃられましたとおり、プラスアルファ、こういったことをやりたいのだけれども、区の事情で抑えるというところにつきましては、内容と、その時々状況にもよるかなと思うのですが、今事業者がしっかり決まりましたので、事業者としっかりとコミュニケーションを取って、適正な時期にしっかりと、区としては予算も要求をしていく。事業者もやりたいことというところを、コミュニケーションを取りながら、場当たりの形にならないような形で、計画的に、予算につきましても事業の進捗につきましても、進行していけるように区として取り組んでまいりたいと思います。

#### ○西本委員

ぜひ、いろいろな提案があるし、状況も変わっていきますので、柔軟に対応をお願いしたいと思います。

それと、これは意見として聞いていただければと思うのですが、多分、指定管理者という形になっていくのだろうと思うのです。そうなったときに、今の区と事業者という形の関係なのですけれども、しながわ水族館をメインにして、ほかの分野の方々とのコラボをやりたいとか、これはお金をかけるというわけではなくて、いろいろな方々と協力体制を取りながら、例えばグッズを作ったりとか、これは今もやっておられると思うのですけれども、その辺の広がり性もぜひ考えていただいて、あまり制約をかけないような方向に持って行っていただきたいという意見を言わせていただきたいと思います。

#### ○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### ○のだて委員

すみません、聞き忘れまして。外部有識者の意見書を今回もらっているということですが、外部有識者の方を選定委員にしなかった理由を伺いたいです。ほかにいろいろ選定する中では、外部有識者の方が入ったりしていると思うのですが、そこを伺いたいのと、ヒアリングを事業者にしたときに、先ほど来、説明の中で少しずつ出ていますけれども、どういったやり取りがあったのかを教えてください。

## ○高梨公園課長

委員の構成関係につきましては、今までほかのプロジェクト関係で行っているプロポーザルの体制等を参考にしたというところが一つと、今回、区の水族館ということで、外部の方からはしっかりと意見をいただきたい。ですが、選定といたしましては、区のメンバーでしっかりと決めていくということで、今回この体制で執行させていただいたところでございます。

ヒアリングにおけるやり取りにつきましては、今回具体的に、水槽の構成であるとか、施設の形であるとかというところが、事業者から絵として提案をいただいたところでございますので、その内容について、またその実現性、具現性につきまして、委員から質問があったところでございます。

それと、先ほどと重複しますが、それにかかるコストの部分、それと環境配慮の部分、附帯意見が付きましては、その部分について気になるといったところで、質疑のやり取りが交わされたという状況でございます。

また、これから、リニューアルについても複数年で、我々としては、出来上がった水族館が、また何十年という形で付き合っていく施設でございますので、会社としての取組の意欲、複数年にわたってやるといった体制の部分等、質問が委員から出されたという状況ございました。

## ○のだて委員

最後に意見だけ。今回、これまでのプロポを参考にして、選定委員を選んだということですが、この間、指定管理者などで外部委員が入って選定していると思いますので、今後そうした有識者の方を選定委員に入れて、やっていっていただきたいと思います。

## ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

## ○まつざわ副委員長

すみません、確認だけさせてください。公募で1者ということで、その中から、選定も大分ご苦労されたというのは、質疑の中で確認が取れました。

それで、事業者が選定されて、多分、これから基本設計に入ります。来月、この建設委員会では、課長に骨を折っていただきまして、議会報告会をしながら水族館でやることになりまして、例えばそういった際の声を反映する機会というのがあると思うのですが、今でも聞いていただけますけれども、しながら水族館に関する意見というのは、大体どれくらいまで聞けるというか、その辺で確認だけ。

## ○高梨公園課長

現段階では、何年何月まで意見をいただきますというところは、区切っているものではございません。現在、庁内におきましても、ほかの部署の関係職員を集めて、新しい水族館をどんな水族館にしたいのかというPTを組んで、いろいろ意見を交わしているところでございます。

そういったところでも意見をいただきますし、これから事業者とも打合せしてまいりますけれども、かねてからご案内をしております区民アイデアの募集であるとか、区民向けの説明会、周辺にお住まいの方々に対しても、また個別の説明も必要でしょうし、そういった説明の中でしっかりとご意見をいただきたいと考えてございますので、現段階ではまだ期限を区切っておりませんので、またいろいろな機会でご覧の方から寄せられた意見というものは、取り入れていきたいと考えてございます。

## ○まつざわ副委員長

先ほど西本委員からありました最後のさよなら企画ではないですが、そういった部分でも、最終的に大きな意味で、意見の集約というのを聞いていただけたらと思います。

#### ○新妻委員長

それでは、よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第二期）について

#### ○新妻委員長

次に、(3)しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第二期）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○高梨公園課長

引き続きまして、しながわ区民公園北側ゾーン改修工事（第二期）について、報告をさせていただきます。資料は、A4判両面の資料をご覧ください。

段階的に再整備を進めておりますしながわ区民公園は、令和3年12月より北側ゾーンの整備に着手いたしまして、第一期工事として、桜の広場や外周囲路部分の整備を実施し、令和5年2月に完了してございます。第二期工事として実施しておりますサッカー場の新設や、こども野球場の更新など、運動施設部分の工事において、令和5年10月24日に専決処分により契約変更を行ったため、その内容について報告をさせていただきます。

1、工事概要でございますが、工事場所や期間、概要は記載のとおりとなっております、今月17日に工事は完了し、現在、竣工検査の準備中でございます。

2、変更の内容でございますが、(1)、工事請負契約書に規定されております、物価上昇等に対応するためのインフレスライド条項に基づく請求を請負業者から受け、スライド額の協議を経て変更したものでございます。

(2)は、テニスコートの舗装下の地中より、鉄鋼スラグ状の固い地盤が確認されまして、それによる排水施設設置の取りやめにより、変更したものでございます。

(3)は、工事説明会や個別の説明対応の中で、近隣住民より要望がありまして、当初計画より多くの既存樹木を残したことに伴います埋設管の撤去・新設に関する変更でございます。

(4)は、運動施設の利用者の団体からの要望によりまして、安全対策として必要な防護マット等の追加設置による変更でございます。

以上の変更によりまして、当初契約から1,399万900円の増額変更をしたものでございます。

#### ○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

#### ○のだて委員

変更内容の(2)と(3)のところ、これがどこに当たるのかという場所と、これが変更されることでの区民への影響とか、そういったところはあるのかどうか、伺いたいと思います。

鉄鋼スラグ状の固い地盤が確認されたということで、それはそのまま残されているということですね。では、ほかの質問に答えていただきたいと思います。

#### ○高梨公園課長

変更を行った場所についてでございますが、(2)の部分はテニスコートの舗装を全部やり替えてございます。舗装を撤去したところ、本来であれば下の部分に砂地というか、土砂があるはずのところ、



鉄鋼スラグ状の固い地盤が確認されたといったところでございます。テニスコートの舗装をしたという場所でございます。

既存樹木を残した(3)の部分でございますが、この部分については広範にわたっているのですけれども、主にあった部分といたしましては、プールとこども野球場の間に園路がございますけれども、裏面の図面を見ていただくと分かると思いますが、ちょうど工区境になってございますテニスコートと野球場の間、テニスコートの上に、白抜きでございますが、プールがございますけれども、プールとこども野球場の間に樹木がございまして、その部分で多く既存樹木を残すことができたということで、ございます。

区民への影響といったところでございますが、今回の変更により、解消した後の性能が落ちるといったことはございません。残していかどうか確認した後に、残置するべきものは残置しているというところでございますので、新しくなったテニスコートや園路等々、何か支障が出るといったところはございません。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○田中委員

鉄鋼スラグの関連で、これがあつたために排水施設が作れなかったということなのですが、これは完全に埋め戻して、そのままにしてしまった、表面をテニスコートにしたということなのだと思いますが、いわゆる土壌調査といえますか、そういった観点からは、戻したとしても、環境影響上問題はないということも確認した上で、そういう対応を取られたのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○高梨公園課長

鉄鋼スラグ状のもの、なぜそこにあつたのかという詳細な資料は残っていないので、ここは埋立地というところでございますので、埋立てのときにどういった状況であつたか、確固たる資料はございませんが、古くから鉄鋼スラグにつきましては、路盤材の固める材料として、副次的に製鉄の中から生まれてくるものなのですけれども、地盤改良や路盤の改良等で広く使用されているというものでございますので、想定ですが、軟弱だつた地盤のところ鉄鋼スラグを混ぜて、固い地盤にしているというところでございます。

テニスコートの舗装を撤去したところ、それが確認されて、テニスコートは、今までも支障もなかったということで、これからも十分問題ないということと、今ご質問のありました、残しても大丈夫かどうかというところは、先ほど申しましたとおり、広く改良材として使われているものでございますので、残置することについては問題ございません。

#### ○新妻委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 所管事務調査

公園に関することについて

#### ○新妻委員長

次に、予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月4日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、公園に関することに

ついでに調査を行ってまいります。まず、理事者より資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

## ○高梨公園課長

それでは、公園に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。資料は、A3判両面の資料をご覧くださいと存じます。

最初に、1、公園の利用については、公園の維持管理に関する内容について記載をしております。その内容について説明させていただきます。

(1) 区に寄せられているご意見についてでございます。

区では、電話や窓口、ホームページからのお問合せメールなどを通じて、公園に関して様々なご意見をいただいているところでございます。資料の表は、過去5年間において、区役所公園課に寄せられているご意見の件数となります。令和元年度までは、大体年間200件から300件程度で推移をしておりましたが、令和2年度からは500件以上と、それまでの2倍程度の数となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、公園の使い方等についてご意見の数が増えたものと考えてございます。

ご意見の主な内容でございますが、大きく4つの類型に分けて整理いたしました。

①利用マナーの関連では、全体の約4割程度の件数となっております。例えば、バットを振っている人がいて危ない、公園内で喫煙している人がいる、犬を放し飼いにしている、ペットのふんを放置したままにしているなどがございます。

②環境関連では、全体の3割程度の件数と把握してございまして、夜間に騒いでいる人がいる、集団で飲酒をしている、カラスの巣がある、公園からの落ち葉が自分の家の前に来るので掃除してほしいなどがございます。

③施設関連では、全体の2割程度の件数でございまして、トイレが臭う、汚れている、水飲みの水が止まらない、ベンチが壊れているなどがございます。

④管理、運営関連では、全体で約1割程度の件数でございまして、樹木剪定の時期が遅い、園内の清掃が行き届いていない、管理している人の態度が悪いなどがございます。

こういったいただいたご意見への対応でございますが、ご意見の内容により、それぞれ対応しているところでございますけれども、迷惑行為等、不適切な利用に対しましては、昼夜間の巡回による注意喚起や、修繕、清掃、樹木管理の迅速な対応などを行っているところでございます。

続きまして、その下、(2)、公園利用のルールについてでございます。

公園では、主に掲示物を用いて、ルールの啓発や注意喚起を行っているところです。

①として、公園の出入口付近に制札板と呼ばれる看板を設置いたしまして、基本的な利用ルールを掲示してございます。

②では、公園利用者や近隣住民からの要請により、個別の内容を記載している看板です。下の写真をご覧ください。苦情や要望される事柄が多いと、写真のように、多くの看板を設置していかざるを得ないというのが実情でございます。

資料は、右上に参りまして、公園のルールに関する他自治体の取組事例を参考に載せてございます。

①足立区では、公園内のボール遊びについてルールを明確化しております。例えば、できるボール遊びとして、小学生までの子ども、軟らかいボールの使用、高齢者等によるゲートボールは可能などの

記載がございます。

②世田谷区では、公園における看板標示のガイドラインを策定しておりまして、内容としては、標示内容をお互いの立場を思いやれるものにするということや、硬いボール禁止という看板を、軟らかいボールで遊ぼうという標示にすることや、駐輪禁止という標示を、自転車置場まであと10歩というように、行動を促すような言い方にしております。

③川崎市では、公園でのルールづくりガイドラインを作成し、公園内のルールを、利用者や近隣住民がワークショップで話し合いながらつくっていく取組を、市が支援しております。

次に、(3) ボール遊びができる公園についてでございます。

区では、22公園にキャッチボール場を整備し、運用しております。区民からは、キャッチボール場を増やしてほしいという声が寄せられる一方で、騒音に対する、うるさいといったご意見や、硬いボールなど禁止されている行為に対するご意見、大勢で占有してしまうなど、使い方に関するご意見が寄せられている状況でございます。

課題といたしましては、夜間・早朝の迷惑行為や、利用者同士のトラブル、不適切な使用による施設の破損などがございます。

(4) 公園内の暑さ対策についてでございます。

特に、今年は猛暑であったこともあり、公園内の暑さについて対策を求めのご意見をいただきました。現在行っております対策としましては、ミスト設備を11の公園で運用していることと、暑さの厳しい期間によしずを公園内に設置し、日陰の確保を行っているところでございます。

恐れ入ります、資料は裏面に参りまして、ここからは、2、公園の整備・改修について説明をしたいと思います。

現在、公園の整備・改修の際に行っている計画への区民意見の反映については、上段の図をご覧ください。公園利用者、近隣住民、地域の町会・自治会の皆様や、近隣の保育園、小学校などに対して、アンケートやヒアリングなどにより、公園に求められるニーズを把握し、それを基に基本計画案を作成しております。

(2) では、区独自の取組として進めている、子どものアイデアを活かした公園づくりについて紹介をさせていただきます。

平成20年度からの第一回ワークショップでは、子どもたちからいただいた遊具のアイデアを基に、公園の全体改修を行いました。代表的な鮫洲運動公園を含む5つの公園で実証したところでございます。令和元年度からは第二回ワークショップとして、障害の有無に関わらず誰もが遊べる遊具をテーマに、子どもたちにアイデアを考えてもらい、アイデアブックとして取りまとめました。第二回のワークショップからは、多くの公園でアイデアを採用するために、小規模な公園でもアイデアを採用して改修を実施しているところでございます。

資料は右側をお願いいたします。P a r k - P F I についてでございます。

最初に、P a r k - P F I とは、公園内に収益施設を設置し、運営する事業者を公募により選定する制度でございまして、管理者の財政負担の軽減や、公園の活性化、利便性の向上を図るものでございます。

事業導入の目的といたしましては、多様なニーズに対応した、より魅力ある都市公園の創出を目指すこととしておりまして、民間の資金やノウハウを活用し、公園の活性化や魅力を引き出すことを目指しております。

現在、東品川海上公園を、最初に事業を導入する公園として進めております。考えられるメリットといたしましては、民間資金による質の高い施設設置や、イベントの充実、新たな交流の場としての期待や、収益の還元を考えているところです。

現在、公募の指針の作成に向けて、地域の皆さんと話し合いを進めているところですが、公募の方向性といたしましては、①、国が示す管理許可期間等の特例措置については、適用できるものとして広く公募を行う、②、区民や地域団体の意見を取り入れつつ、公募の指針を検討していくということを考えてございます。

#### ○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

#### ○まつざわ副委員長

公園の中で、看板のことだけ一つ言いたいのは、少し前になりますけれども、委員会で言わせていただきましたが、禁止看板を、禁止ではなくて、できる看板と、たしか私もこの足立区のをいいなと思って、質問させてもらったのです。例えばボール遊びにしても、ボールを蹴ってはいけません、サッカーボールの使用禁止ではなくて、リフティングはやっていいですよとか、そういった柔軟な、できるような遊び方を、何でも駄目と言われてしまうと、子どもと遊んでいるときも、子どもたちに聞いていても、公園では何もできないからゲームをするという言葉が私も衝撃だったので、そういった意味で、こういった禁止看板というか、看板の設置の在り方とか、そういったことも、もっと今後柔軟に、大きな意味で考えていけたらいいなと思いますけれども、ご意見を。

#### ○高梨公園課長

公園の臨時というか、皆さんのご要望から設置している看板についてでございます。今の副委員長からのご意見もございましたし、ほかの自治体の取組事例がございましたので、今現在、公園課におきましては、新しく看板を設置しなければいけないといったことについては、前例踏襲でやるのではなくて、促すようなものにしようということで、各担当に現在、指示をしております、実際そういった看板をつけ始めております。なかなか、全274の公園で、それぞれの公園に、広い公園ですと複数枚の看板がございまして、一気に全部ということは難しいのですけれども、できるところからということで実施をしているところでございます。

ただ、実情といたしまして、実際あった例でございますが、どうしても柔らかい、促すような表現になります。そういった看板をつけたところ、苦情であるとか、ご意見をお持ちのほかの区民からは、こういった優しい表現では言うことを聞いてくれないので、強い表現に直してほしいと逆に言われてしまうような事例もございまして、可能な限り説明を尽くしているところではございますが、四六時中迷惑を被っている方の立場としましては、強い表現で一刻も早く迷惑行為をやめてもらいたいという気持ちも分かるところでございまして、そういったところのバランスを見ながら、ただ、そういったご意見の中、全てまた禁止看板に戻すとかではなくて、ご了解、ご理解もいただきながら、一つ一つ取組を進めていければということで、今考えているところでございます。

#### ○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

#### ○西本委員

まず、少し細かいところから質問といたしますか、意見も含めてお願いいたします。

まず、公園の利用についてというところで、施設関連、問題になるのがトイレです。トイレが、かなり改築されているところは多くなっているのだと思うのですがけれども、今まで多分、洋式に変わりつつあるのだと思うのです。それはどのぐらいのパーセントなのか。あと、和式のほうは全てなくす方向なのかということ。それから、清掃。かなり清掃していると思うのです。担当の方がいらっしやって、あとは障害のある方々の事業所が、きれいにしているということはあるのですが、やはり汚れるということがあるので、その管理の仕方についてお聞かせください。

それから2つ目が、樹木なのですが、これは要望を時々いただくのです。品川区は、樹木に対しては結構しっかりやられていると思っていて、ネームプレート、木の名前というのをなるべく書いてほしいのだと。散策する方も結構多くて、季節ごとに花を咲かせたり、いろいろ楽しむ中でも、「何だろうね」と言いながら話題になっているので、そこに、一部あるのですが、全てするわけにはいかないと思うのですが、適度に考えていただきたいなと思います。

それから、キャッチボールができる場所。鳥籠と呼んでいるのでしょうか、あれはいろいろあると思うのです。課題があると分かっているのですが、先ほどの話ではないですが、ボールが使えないという意味では、そこでは堂々とキャッチボールができるものですから、そういうものをつくってほしいという意見もあり、一方では、あるとうるさいとか、危ないとか、そういう意見もあって、ただ、私としては、理解をいただきながら増やしてほしいという思いがあるので、その方向性についてお聞きしたいと思います。

それと、裏面の公園の整備・改修について、町会・自治会の方々などに本当によくご意見を聴いていただいていると感じます。なので、これはぜひ進めていただきたいと思っているのです。多分、町会とか自治会に何も言わずにやってしまったというケースは、まずないと思うのです。必ずご意見を聴いているのではないかと考えるのですが、ただ1点、いろいろな公園があるので、改修を今しているというところはたくさんあって、それは分かるのですが、改修の順番です。

各年度で考えられているのだとは思いますが、ここは何年先とか、壊れたりして危険な箇所があれば、すぐやらなければいけないとは思いますが、大体計画があるのだとしたら、それを公表してほしいと思うのです。そうすると、いつも気になっている方々が、よく聞くのは、あそこはどうなっているのか、ここはどうなっているのかと。あれは来年やる予定だとか、秋に改修するとかというのを説明するのですが、そういうのをある程度、地域の方々に知らせておくと、安心するかなと思っていますので、計画の告知というのが必要ではないかと思っています。それについてのお考えを示していただきたいと思っています。

それから、P a r k - P F I。昨日も申し上げましたけれども、行政視察はすばらしかったです。部長も行かれて、感動したと思うのですが、私たちもすごく感動しまして、P a r k - P F Iというのは手法の一つだということなのです。ただ、分かるのですが、やはり任せ切れないというのが、どうしても行政側はあるのです。そこをどれだけ緩和して、自由度を高めていくかが要だというのがあって、かなり中心になって進められている行政の方は、大変なご苦労をされておりました。普通、やってはいけないということをやらせてしまうわけだから、中での反発がとても大変だったのだらうなと思いますが、とてもいい、地域のコミュニティの場になっているのです。

だから、民間のお店がそこに入るだけではなくて、そこを介して商店街の人たちとのコラボレーションができたりして、とても広がりのあるP a r k - P F Iの手法だったと思います。ですので、そういう視点をぜひ取り入れていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## ○高梨公園課長

幾つかご質問いただきました。順にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、トイレにつきましては、順次洋式化を進めてございます。トイレの老朽化に伴って全体の改修の順番を待っていると、大分遅くなってしまいますので、現在は、トイレ本体はそんなに古くない、ただ、便器は和式というところは、便器だけを和式から洋式に替える洋便器化工事というものも併せて行っているところがございます。現段階、今年度初めの時点でございますが、洋式便器は、公園・児童遊園のトイレと公衆便所、全部で35か所ありますが、それも含めると、73%が洋便器になってございます。ですので、残り27%がまだ和式便器といったところで、順次、公園の全体改修、洋便器化を併せて進めておりまして、現在の計画では令和9年度に、全てのトイレを洋便器化する予定ということで進めているところでございます。

続きまして、公園の清掃につきましては、委員からもご紹介がありました福祉施設の方々をお願いをして、公園の清掃をしていただいております。公園の汚れ方というか、利用の頻度等を見まして、週2回から週5回まで、公園によってそれぞれございますけれども、分かれています、頻度が多い公園ですと、ほぼ毎日のように清掃しているところもあれば、少ないところでも週2回は清掃しているということで進めているところでございます。

ただ、よくやっただいていまして、所管としては、きれいな状態を保っていただいている、よくやっただいていまして感じておりますけれども、区民の方々から様々なご意見をいただいておりますので、巡回等をうまく機動的に使いながら、局所的に、例えば汚れているというご意見があれば、巡回委託のほうで機動的に、すぐにそちらに急行して対応するといったところで、できるだけ清潔な公園・児童遊園を保つためにやっただいていましてございます。

樹木の樹名板でございます。樹種等が書いてある樹名板につきましては、公園だけではなくて、公園課では緑化施策も行っただいていまして、その中でも、まちなかで木の種類を見ることが出来る樹名板の設置については、緑化指導等の中でも、各建築主・事業主の方々をお願いをしているところでございます。公園に関しましても、できるだけ改修の際には樹名板をつけて、公園を訪れる方々に樹種について知っていただくという取組を進めているところでございます。ただ、一つ一つの公園の改修ごとでやっただいていまして、一気に全部の公園というわけにはいかないのですが、着実に進めていければと考えているところでございます。

キャッチボール場につきましては、欲しいというご意見は一定数ございます。ただ、ないところにつけるとなると、近隣にお住まいの方々からは様々なご意見がございまして、改修の際には、区から、ここは無理だからつけないというのを決めるのではなくて、そういったご意見もあるのですが、いかがでしょうかということで案を出していくということで、その公園に応じてニーズを調査する中で、キャッチボール場の新設というところは、可能性を閉じずにニーズの状況を見ながら、チャレンジ、検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、区民意見を取り入れての改修といったところで、公園の計画も公表といったところでございますが、現在公園課で、公園の整備計画の年次計画のようなものは、公表できるものは持っただいていませぬ。一つは長寿命化計画等で、公園施設の長寿命化計画を先般の建設委員会でもご報告させていただきましたが、それぞれの公園施設の老朽化度合いを把握して、この公園には老朽化した遊具や施設が集まっていますので、次の改修はここだという形で、また、区民からいただいたご意見等も踏まえて、現在、翌年度、翌々年度に改修する公園というものは選定しているところでございますが、今委員から

ご指摘もありましたような、公園の全体としての改修の計画の必要性というものは、所管としては感じているところでございますので、これからまた予算要求等もございますけれども、そういった中で、計画の策定等についても前向きに考えていきたいと考えてございます。また、計画を策定した際には、区民に分かりやすくお示しできるような形で策定ができればと思っているところでございます。

最後に、P a r k - P F Iについてでございます。行政視察に行かれるというお話をお聞かせいただきまして、公園課といたしましても、福山市の事例について研究をしているところでございます。今回、東品川海上公園におきましても、地域の方々が非常に前向きにイベント等で使っていただいている公園でございますので、そういった地域コミュニティの場として、新たに整備する収益施設についても重要なファクター、要素であると考えているところでございます。

現在、施設の在り方とか、どういった連携の仕方ができるかというところについて、地域の各団体の方々とお話を進めているところでございますので、委員からご紹介のありました視点をしっかりと区としても把握し、地域の方々と話し合いの中で、いいものがつくれるように、これから取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○西本委員

ここからは意見なのですが、これから公園整備の計画がなされていくのだらうと思いますが、ここは公表して、皆さんに理解をしていただきたいと思っています。私も長年、品川区の議員をやっておりますが、公園政策というのは、素晴らしいと思っている一つなのです。例えば、しながわ中央公園の噴水のところに光を入れたりとか、いろいろなところで昔から工夫されているのです。そういうのも、遊び心もあっていいなという思いもあったりして、区民の皆さんの利用も非常に多いのです。なので、ますます分かりやすいように提示していただいて、協力していただきたいと思っています。

ただ、1点、多分、公園ということではないと思うのですが、防災広場等々になったときに、死角ができるのです。例えば、この所管で扱っている公園で、割と目に見える広さ、死角がないという敷地状況だと思うのです。これからどういう状況になるか分からないのですが、死角があると非常に危険なのです。意外と都会の中で犯罪が起きるのは、死角のある公園とあるので、そこは気をつけていただきたいと思っています。

それから、P a r k - P F Iについては、東品川海上公園は非常に地域力のあるところだと思います。いろいろなお祭りも盛大にあって、いろいろな方々が関わっているという公園ですので、うまく民間の方々のコラボレーションができるように、交通整理が必要なときには交通整理、けれども出過ぎずということで、ぜひお願いしたいと思っています。

#### ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○田中委員

公園というのは、区民の方にとっての憩いの場として大変重要な施設だと思っております、区内では274あるということです。西本委員からもお褒めの言葉がありました、素晴らしいものだと思いますが、区内の全体の配置の状況です。公園をつくりやすい場所と、そうでない場所、近隣に多くある場所と、町会内に一つもないという場所、274あって素晴らしいのですけれども、その配置の状況も、ぜひ満遍なくといいますか、均等に身近なところに憩いの場として設けていただけるような取組を、ぜひお願いしたいと思っています。

最近ですと、新たな土地が出たときに、手順としては、企画部がまとめるのでしょうか。要は、土地

が出たときに、どの事業にするかということが、区の各部に話が行って、例えば福祉のほうだと高齢者施設とか障害者施設、あるいはほかのということで手が挙がる形で、その土地の活用につながるのだと思いますが、公園課として、特に公園があまりない場所に対して、より積極的に公園を設けようという取組が行われているのかどうか、まずお聞かせいただきたい。

#### ○高梨公園課長

公園設置の優先度といったところのご質問かと思えます。

現在、区では、水とみどりの基本計画の中で、公園の整備方針として、簡単ですが、記載をさせていただいてございますが、まずは木密地域における防災広場の設置、こちらは空地の確保や、一時集合場所等々必要だということで、優先度を高めて整備をし、現実的に増えていっているといった状況でございます。

もう一つは、委員からもご紹介がございました、町会内に公園を持たない、もしくは公園はあるのだけれども、大きな国道を渡らなければいけないとか、離れたところにあつて、なかなか公園の有効利用ができていないようなところがございます。公園を持たない町会内への一町会一公園の設置といったところは、優先度を高めて取り組んでいるところがございますので、庁内で土地の情報が出ますと、今委員からご紹介があったとおりに、様々な行政需要等を勘案して、企画部が中心となって進んでいくところなのですけれども、その企画部とも、しっかりこういった計画で、木密地域の防災広場とか、町会内に公園を持たない町会での土地情報等については、公園設置の優先度を高めてもらいたいということで、連携を密に取っているところでございます。

その旨の認識は、企画部としても持っていていただいているものと考えてございますので、基本的には、そういったところの優先度を高めてやっていきたいのですが、品川区内は、適地に適当な広さの土地というのがなかなか出てきづらいといったところがございますので、数少ないチャンスを、公園課としてはぜひ逃さずに、まだまだ区内に公園が少ない状況でございますので、引き続き、公園の面積の確保、箇所数の確保といったところで取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○田中委員

その辺、ぜひお願いしたいですし、また、地元からの声もしっかり受け止めていただいた上での対応をお願いしたいと思います。

最近、確かに、なかなか新たな土地が見いだせない中でも、目黒線の地下化に伴って、その上部を緑道公園にしたりとか、既に先行して池上線の上部もそうですし、また、今回もPFIの対象になっている東品川海上公園は、東京都の下水道局のポンプ場の上を利用してということでもありますし、勝島運河の先のところも多分そうだと思いますが、そのようにいろいろな併用した中での新たな土地の活用という視点で、公園化されているというのが分かるのですけれども、特に建設委員会でも、各所での再開発のことが議論になりますが、そういう中において、これは地権者といいますか、なかなかそれはそれで難しいテーマかもしれませんが、そういう再開発の中に、公園といった空地を確保するという取組は、すみません、不勉強であれなのですが、どういう扱いになるのかというのをお聞かせいただきたい。

#### ○高梨公園課長

様々な土地の所有権を問わず、今、委員からご紹介がありました部分を、場合によっては借りるところも踏まえて、公園や児童遊園の確保というところは、これまでも取り組んでまいりましたし、これからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

ご質問にありました再開発の中での公園を生み出すというところは、現在も既に再開発の中で提供い



ただいた公園というものはございます。もともと再開発は、地域の様々な課題解決を目的に行われているものでございますので、周辺の道路の拡幅であったり、場合によっては道路の新設であったり、その中で、周辺の状況等を見まして、公園や広場が少ないといったところは、区立公園として提供していただいているケースもございますし、また、区立公園という位置づけではないのですが、中で、民間の再開発の中での管理、民間の管理での空地といったところで生み出していただくという事例もあるところでございますので、また、その場所や、周辺の皆様、地権者等も踏まえて、需要の状況等を見ながら、これからも取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○田中委員

場所によっても、地権者の方の意向も含め、あるかと思いますが、広く活用いただける公園が入ることに伴って、再開発に反対をするような方も、緩和されてくるのかもしれないので、そこはぜひお願いしたいと思います。

財源の関係で、単純に新たな公園を設けるに当たって、100%区が負担をするのではなくて、この間も、勝島の運河の周辺の都市計画公園も交付金が云々という話がありましたように、財源は都なり国からの財源も入るのだらうと。国が入るのかどうか、そこも確認なのですが、要は、特定のために財源が入ってしまったために、公園を一旦はつくったけれども、時代の変化だとか周りの変化に伴って、その土地を別の用途に活用するといったときに、可能かどうかということと、ある場所では財源が公園用地として入ったために、それ以外の多目的のものには活用できない縛りがあるということも、一部にあるかと思うのですが、要は、土地の有効活用とした視点で、どのように公園が活かされるのかという点もお聞かせいただきたい。

#### ○高梨公園課長

公園設置に関しましては、国費や都費を入れるすべは、まずございますが、それぞれ、例えば国費であれば、面積要件があったりということで、なかなか品川区内の小さい公園では、シンプルに公園整備事業として国費を大きく入れるということは難しいという現状がございますが、国費の中でも、例えば防災に特化しているというところであったりということで、様々なメニューがございますので、近々でございますと、先ほどご報告をさせていただきましたが、しながわ区民公園につきましては、広域避難場所の整備ということで、防災安全交付金という国費を充当しているということでございますし、また、しっかりと区内の都市計画の考えでございますけれども、都市計画公園として位置づけるべき公園であるとするならば、ご紹介にありました勝島運河の周辺の花海道のように、都市計画公園として位置づけることに伴って、東京都からも都市計画交付金の充当等がございます。

土地の有効活用という観点で、別の用途に活用するということで、まず補助金の観点から申しますと、目的が公園とするべきということで充当された財源でございますので、現在の仕組みの中では様々なございますけれども、基本的に、その用途と違うものに変更するのであれば、充当した財源は返還しなければいけないということになるかと思っております。

また、別の視点、公園という視点で見ますと、都市公園法上の公園として指定をする、もしくは都市計画公園として指定をするということになりますと、そこは一定程度、恒久的に公園として指定をするということですので、例えば都市計画公園を外すということであれば、都市計画の変更として、また都市計画審議会や周辺の皆様のご意見を聴くといった手続も必要となってくるものでございますし、都市公園の廃止等につきましても、告示を伴う行為が必要でございますので、現在、公園が少ないという品川区の中の状況におきましては、なかなか都市計画公園、都市公園を廃止して、別の用途に転用すると

いった方策は取りづらいのが現状かなと考えてございます。

#### ○田中委員

分かりました。

公園の中にも、防災公園・広場と、いわゆる児童遊園・公園とありますが、これは防災性を高める、あるいは、先ほどの木密地域においては防災広場・公園を積極的にというお話もありましたが、まず、防災と児童ということの違いに伴って、公園利用に当たっての制約なり、逆にこういうものは作らなければいけないとか、何かそういう違いがあるのか。財源的には、多分、区のあれなので、また同じ公園という範疇のもので、例えばですが、場所によってはこれを入れ替えるといったことも、それがいいのか悪いのか、どういうメリットがあるのかということも、それぞれの判断はあるのですが、そういう対応というのは可能なのでしょうか。

#### ○高梨公園課長

まず、防災広場と児童遊園でございますけれども、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例の中で位置づけがございまして、いわゆる子どもたちの遊び場としての一般児童遊園と、防災広場や水辺広場等を特定児童遊園という名前で指定してございます。この中では、何か特定の施設がないと、それにならないということではございませんで、今まで設置してきた歴史もございまして、これから設置するものに関しましても、主たる用途によって、児童遊園にするのか、防災広場、いわゆる特定児童遊園にするのかといったところを個別に判断して、指定をしていっているという状況でございます。

最後、ご質問にありました、財源を入れた児童遊園等の入替えというところについては、それは補助金を所管している国であったり、東京都の判断というところがあるかと思うので、ここで断定的なことは申し上げられませんが、いただいた額に相当するものということで、こういった事情でことと交換したいのだけれどもという協議は、そういうことはできませんということが明記されているものはないという認識でございますので、国であり、東京都との相談、協議によるのかなといったところでございます。

#### ○田中委員

より有効に活用していただく配置が必要なところは、いろいろな手法を取ってご対応いただくことで、全体的な公園の評価の価値を高めていただけるようお願いしたいと思います。

それで、以前、個別の話で課長にはご相談し、難しいというお話ではありましたが、特に防災広場は、当然その意味合いとして、災害時にはそこを活用することも想定をしているわけでありまして、児童遊園と違って遊具があまり置かれていないとか、逆に水洗トイレが設置できるように、かまどができるようなベンチになっていたりという工夫があるのですが、前も少し話した電源です。災害時に、いつときそこに集まって、何かしらの電力を必要とするような、あるいは最近ですと、スマホの充電云々もありますし、電源設備というのは、やはり必要なのではないかと思います。

その辺の今後の、1か所だけではあれなので、全体的な視点ならば考えられなくないというお話が以前あったかと思うのですが、その辺の、まず電源に関しての考え方をお聞かせいただきたい。

#### ○高梨公園課長

冒頭の防災広場に搭載する様々な防災施設関係であったり、遊具等の配置につきましても、地域の皆様からのご意見を参考に決めてきているという状況でございます。

ご質問にありました電源の設備に関しましては、今の運用の中では、例えば発災時にしっかりと運用ができるような体制をどう取るのかとか、防災広場に一体どれだけの期間滞在するのかとか、そういつ

たところを総合的に勘案して決めるべきかなと考えてございます。ただ、今、公園の施設の様々な防災関連の製品の中では、公園の中に公園灯があって、上にソーラーパネルがあって、その電源を、スマホの充電ぐらいの容量であれば発災時に使えるという製品は、実際の遊具メーカー、公園施設メーカー等から出てきているというのがございますので、防災広場の利用の仕方、発災時、こういったところには一定期間とどまるので、こういった利用が欲しいとか、また、防災区民組織との話合いの中で、そういったものが必要であるということになれば、例えば個別の公園だけついているという形ではなくて、一定、区として公平性が保たれたような形で設置ができればと考えてございます。

#### ○田中委員

私は必要だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

#### ○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

#### ○のだて委員

一つはトイレについて、先ほど洋式化を進めているということで、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

あと、今、LGBTの問題ですとか、ベビーシートやチェア、ユニバーサルシートというもので、多くの方が利用しやすいような形で進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうかということ、そういう意味で言うと、だれでもトイレ、多機能トイレの設置を進めていくということがいいのかなと思うのですが、区の現状としては、どれだけ設置されているということが分かれば、伺いたいと思います。

それと、公園が町会に1か所もないところというところで、優先度を上げてやっているということで、ぜひそれを私からも、公園がつかれるように進めていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

#### ○高梨公園課長

公園・児童遊園のトイレは、公園・児童遊園の広さによって、一概には言えないのですが、広さに余裕があるところにつきましては、男性用トイレと女性用トイレ、それに、だれでもトイレ、今はバリアフリートイレと呼んでございますが、そのセットを整備するように進めているところでございます。また、バリアフリートイレ、だれでもトイレの中には、介助用ベッドということで、大人の介助ができるようなシートの設置も現在進めているところです。

箇所数につきましては、現在、だれでもトイレ、バリアフリートイレと身障者用トイレを合わせまして、区内で73か所のトイレがございます。

#### ○のだて委員

ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それと、遊具のところ、お話を聞く機会がありまして、ゼロ歳・1歳の子どもの遊ぶ遊具がないということで聞いておりまして、大体、改修とかがされると、そういう遊具がなくなってしまうという声も聞いているのですけれども、区としてそうした乳幼児の遊具の方針というのは何かあるのか、伺いたいと思います。

公園の整備や改修をするときには、近隣の方からお話を聞いているということですが、近隣保育園などにも意見を聴きながら、そうした遊具の設置を進めていただきたいと思います。

それと、ここも少しご説明がありました暑さ対策ということでやられて、よしずの設置とか、ミスト

設備を設置されているということで、それで進めていただきたいと思いますのですけれども、砂場に屋根がないのだということで、以前は砂場の上にパーゴラというか、あずまやというか、があって、藤棚があったりということで、よかったらしいのですけれども、それがなくなってきているという話も聞きますので、特に今年は暑かったということもあって、砂場で遊べないということで、ぜひ屋根の設置を進めていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

あと、ボール遊びができる公園は、ぜひ増やしていただけたらと。様々、近隣の方との調整など、ご苦労されていると思いますが、それを増やしていけるようにしていただけたらと思います。

それと、公園内にあるフットサル場、スケートボード場、ボルダリング場、これは、子どもたちが利用するというところで、ぜひ無料にしていきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

### ○高梨公園課長

幾つかご質問いただきました。

最初に、遊具につきましては、幼児用遊具が減っているのではないかといったところで、どういう方針かというところでございますが、周辺の皆様からご意見は当然、ご説明したように聞いているのですが、改修する前にしっかり、公園課といたしましては、周辺の公園の遊具の状況等も調査をしてございます。例えば、幼児用遊具を求める声があるのだけれども、すぐ近くの公園に、やはり幼児用遊具があるので、ここは少し年齢層を高めにしよとか、そういったところも勘案しながら、計画を進めているという方針で進めてございます。

次に、暑さ対策につきましては、ご紹介がありましたとおり、砂場の上のパーゴラというのは、安全領域の関係から、設置がなかなか難しくなっていて、このような状況は確かにございます。ただ、例えば砂場に猫であったり、そういったものが入らないように柵がございましてけれども、その柵と一体化したような屋根が作れないかどうか等々、遊具メーカーにいろいろとヒアリングしながら、砂場がなかなか日陰がなくてという声は公園課でもいただいてございますので、メーカー等とも協議をしながら検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、各種有料施設の無料化というところにつきましては、野球場とかと同等なものですけれども、占有して使う部分につきましては、一定の受益者負担を求めていく考えでやっておりますので、ご紹介のありました各種施設についての無料化といったところは、やる考えはございません。

### ○のだて委員

遊具のところは、砂場の屋根も検討されているということですので、ぜひ進めていただきたいと思いますし、施設の無料化は、ぜひ誰でも利用できるように進めていただきたいと思います、改めて要望しておきたいと思っております。

P a r k - P F I についてなのですけれども、今回資料で示されたのが、公募の方向性ということで、設置管理許可期間最大20年間ということで、20年間にした理由を伺いたいのと、建蔽率最大12%ということで、12%となると、何㎡、どのくらいの広さになるのか伺います。

施設を設置するというになると、樹木の伐採が出てしまう可能性があると思っておりますので、樹木の伐採は極力避けるようにしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

今後、区民の意見なども取り入れつつ、指針をつくっていくということで、ぜひ区民の意見を広く聴いていただいて、反映できるようにしていただきたいと思います。大体町会の方とか、そういうことになってしまおうと思うのですが、それをさらに広げて、多くの利用者も含めて、声を聴いていただきたいと思います、いかがでしょうか。

## ○高梨公園課長

資料にお示しをさせていただきました設置管理許可期間最大20年間というものは、国が都市公園法の改正、Park-PFIの位置づけの際の法改正に伴って、最大20年間まで可能ということを示しているものでございまして、今回、東品川海上公園で選定する事業者が20年かどうかというところは、提案によるところというものでございます。

ただ、公募するに際しまして、区でそれを、20年間できるものを5年にするとか、10年にするとかいったところは考えずに、まずは広く門戸を広げて募集したいと考えているところでございます。

建蔽率最大12%、こちらも最大でというところでございますので、その施設が建つように縛るものではございませんが、今、東品川海上公園が1万9,000㎡余でございますので、すみません、電卓がないのであれですが、2,000㎡余の建築面積が確保できるという数字になってございます。

樹木等が減るのではないかといたるところでございますが、Park-PFIの目的が、しっかりと公園の魅力を高めるといったところでございますので、樹木等、緑が減るといったところで公園の魅力が低減するようなことのないように、しっかりと取組をしていきたいと考えてございます。

ただ、1本も切らないのかどうかということにつきましては、提案の内容とか、また、中には古い樹木等もございまして、そういったところを総合的に勘案しながら、樹木等の対応については取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、周辺や利用者の方の声といったところも、現在、各種団体等のヒアリングを進めているところでございますが、並行して、利用者であったり、ほかの公園ではアンケート調査等を行ったところではございますけれども、今回、東品川海上公園でやるといったところで、また改めて広く利用者から、施設等々についてお声を聴く場をつくりたい、お声を聴くアンケート等を考えてまいりたいと考えてございます。

## ○のだて委員

公募の方向性のところで、期間で言うと、先ほどありました福山市では、10年ということでやられていたので、そういった考え方もあるのかなと思いますので、そういったことも検討していただけたらと思います。

それと、面積としては、最大ですけれども2,000㎡余ということで、なかなかの広さだなと。そうなる、樹木の伐採なども出てきますし、これまでの公園の利用ができなくなってしまうということにもなりかねないかなと思いますので、そういったことも考慮いただきたいということで、これは要望しておきたいと思います。

## ○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

---

## 3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

## ○新妻委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

---

(2) 委員長報告について

○新妻委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

---

(3) その他

○新妻委員長

次に、(3)その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後0時08分閉会